

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第11号

専 決 処 分 書

平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年10月16日

亀岡市長 栗山正隆

平成 2 5 年 度

亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）

平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）

平成25年度亀岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

434,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,757,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年10月16日専決

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		4,440,153	150,168	4,590,321
	1 国庫負担金	3,557,458	136,968	3,694,426
	2 国庫補助金	860,012	13,200	873,212
16 府支出金		2,266,521	28,900	2,295,421
	2 府補助金	915,390	28,900	944,290
19 繰入金		1,270,302	29,464	1,299,766
	2 基金繰入金	1,226,851	29,464	1,256,315
20 繰越金		150,898	152,968	303,866
	1 繰越金	150,898	152,968	303,866
22 市債		4,035,400	72,900	4,108,300
	1 市債	4,035,400	72,900	4,108,300
歳入合計		32,323,400	434,400	32,757,800

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 11,694,773	千円 76,500	千円 11,771,273
	4 災害救助費	4,000	76,500	80,500
9 消防費		1,180,824	3,500	1,184,324
	1 消防費	1,180,824	3,500	1,184,324
11 災害復旧費		0	354,400	354,400
	1 農林水産施設災害復旧費	0	80,400	80,400
	2 公共土木施設災害復旧費	0	274,000	274,000
歳 出 合 計		32,323,400	434,400	32,757,800

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生公共土木 施設災害復旧事業	千円 71,400 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	71,400			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付事業	千円 1,500 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 3,000 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	4,035,400				4,036,900			